

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全に期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和7年4月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法（以下、「国保法」という。）に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としたものである。（国保法第1条、第2条） 市区町村は、被保険者から徴収した国民健康保険料（又は国民健康保険税）と国庫負担金等の収入によって、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡したときに、保険給付を行う保険者である。（国保法第2条、3条） 1. 資格（被保険者）情報の管理に関する事務 ①転入等による資格取得届の受理、確認 ②市町村国保や国民健康保険組合以外の全国健康保険協会管掌健康保険、共済組合など（以下、「被用者保険」という。）の喪失による資格取得届の受理、確認 （被用者保険の喪失年月日等を情報提供ネットワークシステムより照会） ③転出による資格喪失届の受理、確認 ④被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認 （被用者保険の加入年月日等を情報提供ネットワークシステムより照会） ⑤被保険者または世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ⑥資格確認書、資格情報のお知らせの交付 2. 保険料の賦課・徴収・還付管理に関する事務 ①保険料の算定のための所得の把握 （被保険者の当該年度の1月1日の住所地が他市町村の場合は、所得情報を情報提供ネットワークシステムより照会） ②保険料の賦課 ③保険料の徴収方法の検討決定（年金天引きによる特別徴収に係る） ④保険料決定（更正）通知書等の通知 ⑤保険料の減免、納付猶予等の申請受理および判定 ※軽減・減免の確認のため、以下の情報を情報提供ネットワークシステムより照会 ・被用者保険の被扶養者の喪失年月日（被用者保険に加入していた方が、後期高齢者医療制度の加入者となったため、その扶養に入っていた方（以下、「旧被扶養者」という。）が国保に加入した場合に関する減免） ・雇用保険の受給資格、受給種別（非自発的失業者に関する軽減）等 ⑥保険料の徴収 ⑦保険料の還付 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。 3. 給付管理に関する事務 ①絶対的必要給付 ※法定給付 ・療養の給付（国保法第36条） ・入院時食事療養費（国保法第52条） ・入院時生活療養費（国保法第52条の2） ・保険外併用療養費（国保法第53条） ・訪問看護療養費（国保法第54条の2） ・移送費（国保法第54条の4） ・高額療養費（国保法第57条の2） ・高額介護合算療養費（国保法第57条の3） ・特別療養費（国保法第54条の3） ②相対的必要給付（国保法第58条第1項により、必要に応じて給付）> ※法定給付 ・出産育児一時金 ・葬祭費 ・葬祭の給付 また、高額療養費や食事療養費の現物給付に関する限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付申請の受理、確認および交付の事務を行う。 ※それぞれの確認および支給について、世帯の所得状況に応じての各種療養費の支給額や療養の給付の一部負担割合、高額療養費・高額介護合算療養費の負担限度額の決定を行う。 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。

③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（*）」という。） * 国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表 1. 別表における情報提供の根拠 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 （1, 2, 3, 5, 6, 13, 27, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 115, 125, 131, 141, 158, 161, 164, 165, 166, 173） 2. 別表における情報照会の根拠 ・第一覧（情報照会者）が「市町村長」等の項のうち、69、70、71
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊本市健康福祉局 健康福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市 健康福祉局 健康福祉部 国保年金課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2290
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワード等による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	I 7	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 市政情報プラザ	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	II 1	平成26年7月31日時点	平成29年8月31日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	II 2	平成26年7月31日時点	平成29年8月31日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年10月3日	I 1	次期国保総合システム	国保総合システム	事後	システム更新に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年10月3日	I 5	国保年金課長 河本 英典	国保年金課長 今村 利清	事後	人事異動による変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年10月3日	II 1	平成29年8月31日時点	平成30年4月30日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年10月3日	II 2	平成29年8月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月26日	I 5 ②所属長	国保年金課長 今村 利清	国保年金課長	事後	新様式への変更
令和1年6月26日	IV リスク対策		項目の追加	事後	新様式への変更
令和3年3月31日	II 1	平成30年4月30日時点	令和2年4月30日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和3年3月31日	II 2	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和4年3月22日	II 1	令和2年4月30日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和4年3月22日	II 2	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和4年3月22日	I 4	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	条項すれの修正のため、重要な変更には該当しない。
令和4年9月30日	I 1	2. 保険料の賦課・徴収管理に関する事務	2. 保険料の賦課・徴収・還付管理に関する事務	事前	
令和4年9月30日	I 1	－	⑦保険料の還付 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受	事前	
令和4年9月30日	I 1	※それぞれの確認および支給について、世帯の所得状況に応じての各種療養費の支給額や	※それぞれの確認および支給について、世帯の所得状況に応じての各種療養費の支給額や	事前	
令和5年3月15日	II 1	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和5年3月15日	II 2	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和5年8月30日	II 1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和5年8月30日	II 2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和5年8月30日	I 5	熊本市健康福祉局 保健衛生部 国保年金課	熊本市健康福祉局 健康福祉部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和5年8月30日	I 8	熊本市健康福祉局 保健衛生部 国保年金課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	熊本市健康福祉局 健康福祉部 国保年金課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和6年2月15日	II 2	令和5年4月1日時点	令和6年1月4日時点		
	II 1	令和6年1月4日時点	令和6年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
	II 2	令和6年1月4日時点	令和6年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
	I 2	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号	番号法第9条第1項 別表の44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
	I 4	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号 別表	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和7年4月25日	I 1 ②事務の概要	⑥被保険者証、高齢受給者証の交付申請受理、確認および交付	⑥資格確認書、資格情報のお知らせの交付	事後	法令改正に伴う事務内容の修正
令和7年4月25日	IV 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	新様式への変更
令和7年4月25日	IV 11. 最も優先度が高いと考え		項目の追加	事後	新様式への変更